

健康生活支援課業務（感染症・生活衛生業務）における取組について

海匝保健所 健康生活支援課

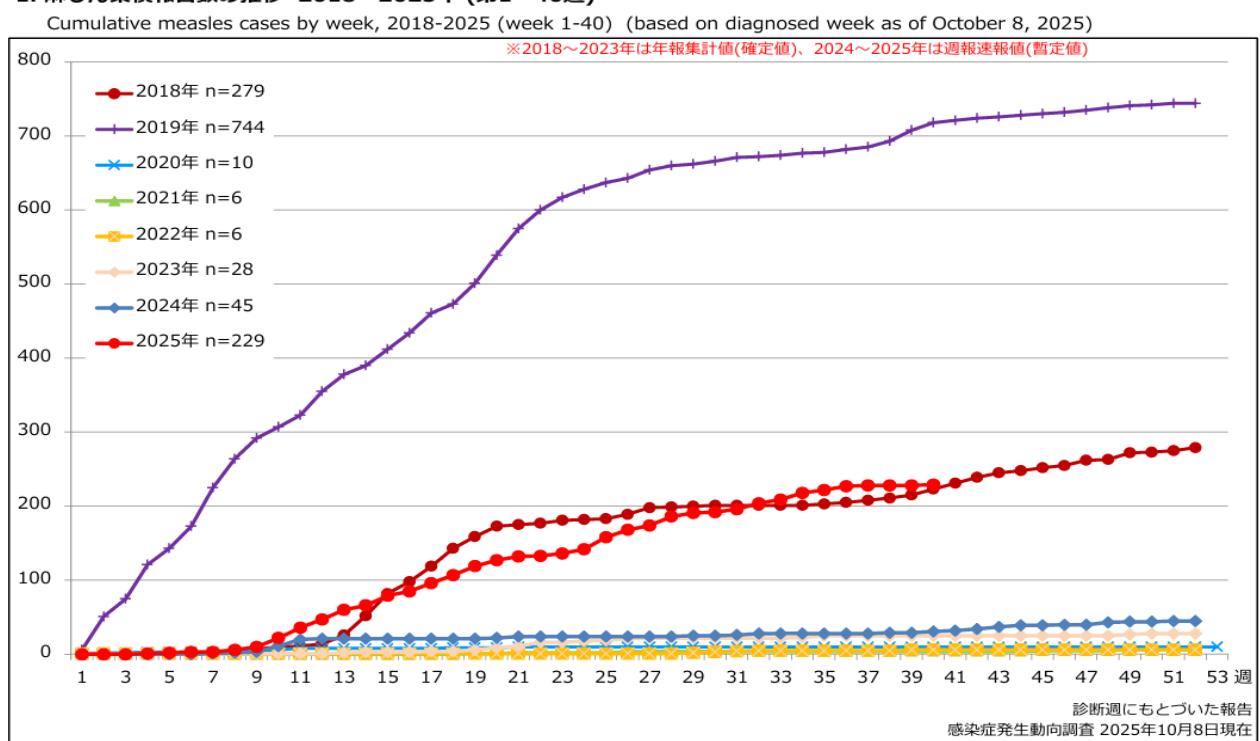
健康生活支援課では、感染症法に基づき結核や新型コロナウイルス、性感染症（エイズ等）の感染拡大防止対策のため、医療機関と協力し検査や啓発活動を実施している。また、生活衛生業務として飲食店等（食品営業許可施設）や理・美容所、クリーニング所、ホテル・旅館、公衆浴場や温泉の利用者等が安全で衛生的に利用できるように各営業施設の指導及び動物愛護管理法に基づき動物の適正な飼い方に関する助言や動物取扱業者への指導等を行っている。

1 感染症対策

（1）麻しん

麻しんは 2015 年に世界保健機関（WHO）による排除達成の認定を受けた。現在、排除の状態を維持することを目標にしている。保健所では、医療機関から疑い患者の届出が行われた場合、検体採取の協力を求めて遺伝子検査の実施や積極的疫学調査（感染者の行動調査等を行い、接触者を調査し、接触者が発症した際に適切に医療に結び付ける）等を実施するなど蔓延防止に努めている。2025 年は第 1～40 週（全国）で 229 例の届出があり、2024 年の同時期（31 例）の 7.4 倍と増加している。

1. 麻しん累積報告数の推移 2018～2025年（第1～40週）



【管内事例】

令和7年8月4日、管内の感染症指定医療機関から麻しん発生届を受理した。患者は海匝保健所管外にお住まいの男児（未就学）で、患者の疫学調査（行動歴等の聞き取り）を実施したところ、海外渡航歴はなく感染経路は不明であった。なお、麻しんの感染可能期間中に、船橋市内の商業施設（以下「関連施設」）を訪れていたことがわかり、県では報道機関を通じて、注意喚起のため広く情報提供を行った。

当所は、麻しん患者の家族及び同じ時間帯に医療機関を受診していた方を対象に健康観察を行うと共に、香取海匝地区感染症・災害等連携会議を8月14日に開催し、管内医療機関等と情報共有を図った。

【管内事例】

7/31	8/3	8/4	8/5~		8/7	~8/25	健康観察 (21日間)
発症	受診	検査診断	接触者調査	調査依頼	注意喚起		報道地域での 情報共有※
発熱	発疹	臨床診断	遺伝子検査	家族／関連施設	他保健所		

※香取海匝地区感染症・災害等連携会議

（2）高病原性鳥インフルエンザ

令和6年度シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、全国で51事例（14道県）発生し、約932万羽が殺処分の対象となった。

保健所は、感染症法上の2類感染症である鳥インフルエンザ（H5N1, H7N9）対応として、感染鳥等と接触があった農場関係者等に対し健康調査を行うと共に、予防薬の服薬希望者に対して予防薬（タミフル）の処方を行っている。

高病原性鳥インフルエンザ 事例数（全国）	令和6年度
道県名	事例数
千葉	16
愛知	13
岩手	5
鹿児島	3
北海道、新潟 宮崎、愛媛	2
島根、香川 宮城、岐阜 埼玉、茨城	1

【管内事例】

千葉県では令和6年10月23日に香取市で1例目が発生した。海匝保健所管内は、令和7年1月12日に銚子市内の養鶏場で発生が見られ、最終的には1月からの2か月で15事例の対応を行うこととなった。なお、感染鳥等との接触者調査により15事例で計252名の接触者を特定し、最終接触日を0日とし10日間の健康観察を行うとともに、47名の接触者についてはタミフルの処方を行った。

養鶏場の従業員の中には外国籍の者がおり、投薬時の注意などを説明する場合には苦慮する場面もあったが、各職員が翻訳アプリを使用して対応した。また、県庁国際課等の協力を得て英語、ベトナム語、ミャンマー語、インドネシア語の4か国語に対応した投薬時の語訳説明書が作成された。

また、鳥インフルエンザ発生時には、県民からの健康相談、防疫作業者の傷病対応等、様々な対応が求められ、3月10日に養鶏場従事者家族を含め、防疫作業従事者に体調不良者等がないことを確認し対応を終了した。

接触者調査数とタミフル処方数（管内）

発生地		調査数				タミフル 処方
		従業員	うち 外国籍	家族	計	
1 銚子	1例目	16	(12)	9	25	5
2 銚子	2例目	19	(9)	21	40	3
3 旭	1例目	4	(2)	9	13	2
4 旭	2例目	11	(9)	5	16	8
5 銚子	3例目	9	(0)	9	18	1
6 銚子	4例目	19	(13)	11	30	12
7 旭	3例目	4	(3)	4	8	2
8 銚子	5例目	9	(0)	12	21	0
9 旭	4例目	4	(2)	3	7	4
10 銚子	6例目	14	(3)	19	33	3
11 匝瑳	1例目	4	(0)	5	9	1
12 旭	5例目	4	(2)	1	5	4
13 旭	6例目	2	(0)	1	3	2
14 匝瑳	2例目	3	(0)	4	7	0
15 旭	7例目	7	(0)	10	17	0
合計		129	(55)	123	252	47

2 関係機関との連携（健康危機管理）

（1）合同研修

【概要】

感染症の診断や健康危機対処計画（感染症編）における平時の人材育成のための研修・訓練として、保健所職員及び地域の関係機関を対象に、感染症発生時に適切な対応ができるよう地域のレベルアップを目指して実施した。

【合同研修等】

研修名等	実施時期	対象者	参加人数	内容
防護具・防護服着脱訓練	6/25	所内職員、消防隊員、市職員	30名	防護服の着脱について(実技)
包装責任者養成講習会	7/1～7/31	所内職員	7名	ゆうパックによる検体等を送付する際に、包装の安全性を確保するための養成研修を開催
感染症研修会	10/6	外国人労働者雇い主、管内監理団体、アジア系外国人向けの日本語学校、福祉施設 等	23機関 39名 (対面及びZOOM開催)	・海匝保健所における結核業務について ・結核と海外由来の感染症について

(2) 感染症患者移送訓練の実施

【目的】

保健所では健康危機対処計画（感染症編）の中の実践型訓練として、2類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ感染症等の感染が疑われる患者を円滑に第二種感染症指定医療機関へ搬送できるように、管内医療機関及び消防機関の参加協力を得て実施を予定している。

昨年度は、鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に感染した患者を想定し、海外渡航後に発熱等の症状により、かかりつけ医を受診し、感染症指定医療機関まで搬送する訓練を行った。

本年度は、季節性インフルエンザ（H3N2）から変異した新型インフルエンザに感染した疑い患者が、管内の特別養護老人ホームで見つかったことを想定した訓練とした。

【概要】

実施予定日 令和7年11月25日（火）

協力機関 国保旭中央病院、旭市消防本部、管内協力医療機関及び高齢者施設、香取保健所

参加機関 香取海匝管内医療機関、福祉施設及び消防本部等

内容 特別養護老人ホームの入所者が家族と共に外出し、ホームに戻った後に新型インフルエンザ様症状を示した場面を想定し、訓練を行った。

訓練では、かかりつけ医が確定検査のために検体を採取し、検体を検体輸送箱に入れるところから、消防隊員による感染症指定医療機関までの患者搬送を実施した。

訓練実施者は防護具を着て、感染対策をした救急車によって搬送を実施予定である。また、訓練実施後にはカンファレンスを実施し、訓練を振り返ることで福祉施設における新型インフルエンザ発生時の課題等を共有する予定である。



検体採取の様子



医療情報をマイナンバーカードによって救急隊に提示している場面

3 食品営業施設及び生活衛生施設への指導について

【対象施設】

食中毒等のリスクや公衆衛生に与える影響が著しい営業施設（飲食店等、旅館業、公衆浴場、興行場）は、保健所長の許可を必要とする。また、日常生活に密着した営業を行っている生活衛生施設等（理・美容所、クリーニング所、ホテル・旅館、公衆浴場）の立入・指導を行っている。

許可施設数（海匝管内）

年度	食品	理容所	美容所	クリーニング	旅館	公衆浴場	興行場
令和4年	3,240	244	435	83	146	41	4
令和5年	3,086	241	434	68	142	41	4
令和6年	2,963	240	432	68	148	40	4

【監視業務】

飲食店、食品製造業、旅館、公衆浴場、理・美容所等の営業関係施設への施設監視を実施し、施設基準の順守徹底や衛生施設による健康被害の発生を未然に防止するための指導を実施している。

監視数

年度	食品	理容所	美容所	クリーニング	旅館	公衆浴場	興行場	化製場	特定建築物
令和4年	1,310	136	183	39	113	31	1	10	8
令和5年	1,253	50	134	48	61	16	-	10	2
令和6年	1,056	221	69	37	45	8	-	11	1

【講習会】

食品衛生講習会及び衛生講習会等を実施し、飲食物に起因する食中毒の発生防止や自主管理体制の徹底を指導した。

<食品>

食品衛生講習会	5月～6月
夏期対策	6月～9月
食品衛生指導員講習会	9月
ノロウイルス食中毒予防講習会	11月
年末一斉取り締まり	12月

<環境>

実施数	4回（令和6年度）
対象者	理容所、旅館業、 高齢者福祉施設、 障害者福祉施設